

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 9 月 15 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600151号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600082号

第1 結論

請求期間のうち、平成7年6月29日から同年7月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年6月29日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

平成7年6月29日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成7年6月29日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成6年10月1日から平成7年3月31日まで
② 平成7年6月29日から同年10月1日まで
③ 平成8年11月1日から平成9年5月21日まで

請求期間①及び②について、平成6年10月1日から平成7年10月1日までA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成7年3月31日、資格喪失日は同年6月29日となっており、請求期間①及び②の被保険者記録が無い。

請求期間③について、平成8年11月1日からB社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成9年5月21日となっており、請求期間③の被保険者記録が無い。

請求期間①から③までについて、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、雇用保険の記録により、請求者は請求期間②のうち、平成7年6月29日から同年6月30日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、請求者から提出された「平成7年分の所得税の確定申告書」における社会保険料控除

欄の金額は、請求者のA社に係るオンライン記録（3か月）を上回る4か月分の厚生年金保険料の控除額を含む社会保険料控除額の合算額とおおむね一致する。

さらに、請求者から提出されたA社の「平成7年7月分給料」に係る明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間②のうち、平成7年6月29日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成7年6月に係る標準報酬月額については、上記明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成7年6月29日から同年7月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②のうち、平成7年7月1日から同年10月1日までの期間については、雇用保険の記録では、請求者の同社における離職日は平成7年6月30日となっていることが確認できる。

また、厚生年金保険の記録によると、A社は、平成11年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も連絡先が不明のため照会が行えないことから、請求者の請求期間②のうち平成7年7月1日から同年10月1日までの勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求期間②当時に、A社において、厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の同僚に照会したものの、具体的な回答を得られず、請求者の請求期間②のうち、平成7年7月1日から同年10月1日までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者から提出された「平成7年分の所得税の確定申告書」における社会保険料控除欄の金額は、請求者の主張どおりに請求期間②を含めた平成7年3月から同年9月までの期間で算出した社会保険料控除合計額より大きく下回っていることが確認できる。

2 請求期間①について、雇用保険の記録により、請求者は当該期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成6年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間のうち同年10月1日から同年12月1日までの期間は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記1のとおり、事業主の連絡先が不明のため、事業主に対して請求期間①に係る請

求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求期間①当時にA社において、厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の同僚に照会したものの、具体的な回答を得られず、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者の所持する「平成7年分の所得税の確定申告書」における社会保険料控除欄の金額は、請求者の主張どおりに請求期間①を含めた平成7年1月から同年5月までの期間で算出した社会保険料控除合計額より大きく下回っていることが確認できる。

また、A社において請求期間①に、請求者と同様に同社が厚生年金保険の新規適用事業所になる前に雇用保険の被保険者資格を取得し、同社が適用事業所になった後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した5名中4名は、いずれも同社が適用事業所となった数か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、ほかの同僚は、同社では試用期間があったと述べていることを踏まえると、同社においては、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと推認される。

- 3 請求期間③について、請求者から提出されたB社に係る「平成8年分給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」の欄に記載があることから、期間の特定はできないものの、平成8年当時において請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄には記載がない上、事業主は、「請求期間当時の給与明細書等、保険料控除を確認できる資料は所持しておらず、請求内容どおりの控除を行ったかどうかは不明であり、当社に入社した者について、私が試用期間を決めており、すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と陳述しており、当該期間当時、B社において厚生年金保険の被保険者資格を有する従業員も、「B社においては2、3か月の試用期間があった。」と陳述している。

- 4 このほか、請求者の請求期間①から③までの期間（請求期間②のうち、平成7年6月29日から同年7月1日までの期間を除く。）に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から③までの期間（請求期間②のうち、平成7年6月29日から同年7月1日までの期間を除く。）に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600166号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1600022号

第1 結論

平成3年7月及び同年8月の請求期間、平成9年11月及び同年12月の請求期間並びに平成10年11月から平成13年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成3年7月及び同年8月
② 平成9年11月及び同年12月
③ 平成10年11月から平成13年5月まで

私は、請求期間①当時、時期についての記憶ははっきりしないが、居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を自身で行った。請求期間②及び③については、国民年金に係る切替手続を自身で行った記憶はない。請求期間の国民年金保険料は、納付サイクル及び納付金額の記憶はないが、その都度、私か母親が金融機関で納付していた。請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①に係る国民年金の加入手続について、区役所で行ったと主張しているが、加入手続時期の記憶が明確ではなく、また、請求期間②及び③については、国民年金に係る厚生年金保険の切替手続を行った記憶がないとしていることから、加入手続及び切替手続の状況が不明である。

また、請求者は、請求期間①から③までの国民年金保険料について、自身又は母親が納付していたと述べているが、i) 請求者は、当該期間までの保険料の納付金額及び具体的な納付時期についての記憶がないこと、ii) 母親からも、当該期間の保険料納付に関する具体的な証言を得られないことから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、請求期間①について、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格取得日等から、平成7年6月ないし同年8月頃と推認できるため、当該加入手続時点において、当該期間の国民年金保険料については、

時効により納付することができない上、当該期間の保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求期間③の始期の平成 10 年 11 月の厚生年金保険から国民年金への切替手続は、平成 15 年 6 月 23 日に処理されていることがオンライン記録により確認でき、当該時点において当該期間の国民年金保険料は、時効により納付することはできない。

また、請求期間②及び③については、平成 9 年 1 月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料収納業務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600175号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600083号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年4月1日から平成8年8月30日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与の支給額と比べて低く記録されている。同社に入社以来、給与が下がった記憶はないので、調査の上、当該期間の標準報酬月額を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に入社後、給与が下がった記憶はないにもかかわらず、請求期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与より低く記録されているとして、当該期間の標準報酬月額の見直しを求めている。

しかしながら、A社は既に解散しており、元事業主から請求期間当時の状況等について具体的な回答を得られず、請求者も、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

また、A社の元取締役は、「請求期間当時、事業主から、資金繰り悪化のため、役員の給料を低くして支給すると言われ、実際に受け取る給料が何段階かに分かれて低くなった記憶があるので、年金の記録どおりに低くなっていったものと思われる。また、事業主が、請求期間の社会保険料を滞納していた事実は確認できない。」と陳述しており、同社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間の大半は同社の取締役であったことが確認できる。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことを認めることはできない。